

管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表(学校:大学)

点検日： 2021年 10月 14日

養成施設名：岡山学院大学

点検責任者名：竹原 良記

(所属及び役職) 人間生活学部食物栄養学科 教授

(氏名) 竹原 良記

指定規則:管理栄養士学校指定規則

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0																																		
教育内容に関する事項	指定規則第2条第1項第1号 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。 別表第1(第2条第1号関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">教育内容</th><th colspan="2" style="text-align: center;">単位数</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>講義又は演習</th><th>実験又は実習</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td><td>社会・環境と健康</td><td>6</td><td rowspan="3">10</td></tr> <tr><td>人体の構造と機能及び疾病の成り立ち</td><td>14</td></tr> <tr><td>食べ物と健康</td><td>8</td></tr> <tr> <td rowspan="8">専門分野</td><td>基礎栄養学</td><td>2</td><td rowspan="8">8</td></tr> <tr><td>応用栄養学</td><td>6</td></tr> <tr><td>栄養教育論</td><td>6</td></tr> <tr><td>臨床栄養学</td><td>8</td></tr> <tr><td>公衆栄養学</td><td>4</td></tr> <tr><td>給食経営管理論</td><td>4</td></tr> <tr><td>総合演習</td><td>2</td></tr> <tr><td>臨地実習</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	教育内容		単位数				講義又は演習	実験又は実習	専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	食べ物と健康	8	専門分野	基礎栄養学	2	8	応用栄養学	6	栄養教育論	6	臨床栄養学	8	公衆栄養学	4	給食経営管理論	4	総合演習	2	臨地実習	4	1	管理栄養士学校指定規則の別表第1に定めるもの以上になっている	・学則 ・シラバス	1
教育内容		単位数																																					
		講義又は演習	実験又は実習																																				
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10																																				
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14																																					
	食べ物と健康	8																																					
専門分野	基礎栄養学	2	8																																				
	応用栄養学	6																																					
	栄養教育論	6																																					
	臨床栄養学	8																																					
	公衆栄養学	4																																					
	給食経営管理論	4																																					
	総合演習	2																																					
	臨地実習	4																																					
	2	専門分野の単位について、各教育内容ごとに実験又は実習が1単位以上ある	・学則 ・シラバス	1																																			
	3	臨地実習の単位数は、給食の運営に係る校外実習の1単位を含んでいる	・学則 ・シラバス	1																																			
備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。 2 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに1単位以上行う。 3 臨地実習の単位数には、給食の運営に係る校外実習の1単位を含むものとする。	4	教育内容について、通知 ¹⁾ で示されている教育目標を含む教育内容となっている	・シラバス	1																																			

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
教員に関する事項	指定規則第2条第1項第2号 別表第1専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員(助手を除く。以下この項において同じ。)については、3人以上が専任であり、そのうち1人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。	5	専門基礎分野の教員(助手を除く)は、3人以上が専任である	・教員名簿	1
		6	専門基礎分野の専任教員(助手を除く)のうち、1人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者である	・教員名簿	1
	指定規則第2条第1項第3号 基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ1人以上が専任であること。	7	基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿	1
		8	栄養教育論の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿	1
		9	臨床栄養学の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿	1
		10	公衆栄養学の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿	1
		11	給食経営管理論の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿	1
	※主たる専任教員の複数の教育内容の兼務は不可				
	指定規則第2条第1項第4号 専任の助手の数は、5人以上であり、そのうち3人以上は別表第1専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。	12	専任の助手の数は、5人以上である	・教員(助手)名簿 ・資格証	1
		13	専任の助手のうち3人以上は専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士である	・教員(助手)名簿 ・資格証	1
	指定規則第2条第1項第5号 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち1人以上は、医師であること。	14	人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員(助手を除く)のうち1人以上は、医師である		1
	指定規則第2条第1項第6号 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	15	栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員(助手を除く)のうち、それ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者である ※「管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者」とは、次の(1)(2)に掲げる者である ¹⁾ (1)外国において取得された管理栄養士に相当する資格を有する者 (2)担当する教育内容に関連する専攻分野に係る修士又は博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、担当する教育内容に関する教育研究上の業績若しくは実地指導歴を有する者 ※主たる専任教員の複数の教育内容の兼務は不可	・履歴書 ・教育研究業績書 ・資格証 ・卒業証明書 ・単位履修証明書	1

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0	
施設設備に関する事項	指定規則第2条第1項第7号 教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。	16	教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室を有する	・平面図 ・施設設備目録	1	
	17	専用の栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有する	・平面図 ・施設設備目録	1		
	指定規則第2条第1項第8号 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。	18	教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有する		1	
	指定規則第2条第1項第9号 別表第2の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。	19	指定規則別表第2の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられている		1	
	別表第2(第2条第9号関係) 栄養教育実習室 視聴覚機器 栄養教育用食品模型 臨床栄養実習室 計測用器具 検査用器具 健康増進関連機器 エネルギー消費の測定機器 要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具 経腸栄養用具一式 経静脈栄養用具一式 ベッド 栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ 標本 模型 給食経営管理実習室 食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備 品質管理測定機器 作業管理測定機器 冷温配膳設備	20	栄養教育実習室	視聴覚機器		1
		21		栄養教育用食品模型	1	
		22	臨床栄養実習室	計測用器具	1	
		23		検査用器具	1	
		24		健康増進関連機器	1	
		25		エネルギー消費の測定機器	1	
		26		要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具	1	
		27		経腸栄養用具一式	1	
		28		経静脈栄養用具一式	1	
		29		ベッド	1	
		30		栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ	1	
		31		標本	1	
		32		模型	1	
		33	給食経営管理実習室	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備	1	
		34		品質管理測定機器	1	
		35		作業管理測定機器	1	
		36		冷温配膳設備	1	

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
施設設備に関する事項	指定規則第2条第1項第10号 別表第一に掲げる教育内容に関する5千冊以上の図書及び20種以上の学術雑誌が備えられていること。	37	管理栄養士学校指定規則の別表第1に掲げる教育内容に関する5千冊以上の図書及び20種以上の学術雑誌が備えられている	・現行備品一覧	1
	指定規則第2条第1項第11号 適当な施設を臨地実習施設(臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の臨地実習を行う施設をいう)として利用できること。	38	臨地実習の単位が臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論で4単位以上となっている(給食の運営に係る校外実習の1単位を含んでいる) ²⁾	・学則 ・シラバス	1
		39	臨地実習は、前提となる授業を修了した後順次実施している ²⁾	・学則 ・シラバス	1
		40	臨地実習は、実習施設の状況を考慮した上で、年間の教育計画にあらかじめ取り入れ、計画的に実施している ²⁾	・時間割	1
		41	臨地実習は、実習の種類に応じた適切な施設で実施している ²⁾ ○臨床栄養学 病院、介護老人保健施設等の医療提供施設 ○公衆栄養学 保健所、保健センター又はこれに準ずる施設 ○給食経営管理論 事業所等の特定給食施設	・実習関係書類 (受入承諾書を含む)	1
		42	臨地実習は、実習施設に管理栄養士が専従しているか、あらかじめ確認している ²⁾		1
		43	臨地実習は、「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の各教育内容の目標に即し、かつ専門的な知識及び技術の統合を図ることに留意した実習内容となっている ²⁾	・実習関係書類	1
		44	担当教員は、あらかじめ、実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士と実習内容等について十分協議の上、臨地実習を実施させている ²⁾	・実習関係書類	1

[参考]

- 1) 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について
(平成13年9月25日文科高第405号健発第938号
文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛通知)
- 2) 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について
(平成14年4月1日14文科高27健発第0401009号
文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛通知)

管理栄養士養成施設 内容変更承認、変更の届出

内容変更に関する事項	指定規則第4条 令第12条第1項の規定による内容変更の承認を受けようとする学校の設置者は、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の9月30日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の2月前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。	45	下記の事項について変更が生じた際、変更承認申請を行っている ①学生の定員(前年度の9月30日まで) ②同時に授業を行う学生の数(変更日の2か月前まで) ③修業年限(前年度の9月30日まで) ④教育内容ごとの単位数及び履修方法(変更日の2か月まで)	・往復文書処理簿 (届出の写し) ・現学則	1
変更する届出に	指定規則第5条 指定を受けた学校の設置者に係る令第14条の主務省令で定める事項は、第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事項とする。	46	下記の事項について変更が生じた際、届出を行っている ①学校の名称及び所在地 ②設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	・往復文書処理簿 (届出の写し) ・現学則	1

点検結果

46 / 46